

この夏は、海などに遊びに行かれたでしょうか。海と聞いて最近では、海洋プラスチックごみのことを思い浮かべてしまうのは、職業病かもしれません…。昨年に引き続き今年も「3DAYsセミナー Part 2」を開催します。昨年の講師陣にも引き続きお手伝いいただき、参加者同士の意見交換の場も持ちたいと考えております。皆様の意向も取り入れたいと考えておりますので、ご意見をお寄せください。皆様のお申込みをお待ちしております。

特集『「エコな企業へ」実践をめざす3DAYsセミナー Part 2』＜無料＞

日 時	11月1日・8日・22日 すべて（金） 午後2時30分～4時30分
場 所	三軒茶屋分庁舎内（太子堂2-16-7）
対 象	区内排出事業者を中心に40～50名（全回出席可能者を優先）
内 容	



1日目：・講演「世界を取り巻く環境問題と循環型社会形成における今日の課題」
（特にこの一年間の動きと今後の方向性）

関 荘一郎 氏（日本産業廃棄物処理振興センター理事長、元環境事務次官）

2日目：・講演「食品ロス、食品廃棄物の地域循環とこれからの容器包装」

百瀬 則子 氏（ワタミ株式会社 SDGs推進本部長）

関根 久仁子 氏（アルガエがーじジャパン株式会社 ジェネラルマネージャー）

・グループ別ミーティング ①

3日目：・講演（講師調整中）

・グループ別ミーティング ②

まとめ・講評等 百瀬氏・関根氏



グループ別ミーティングについて

【テーマ】A「食品ロス、食品廃棄物について（削減・地球循環のために 等）」

B「容器包装について（削減のために 等）」 C（未定・調整中）

*再生利用業者や資源回収業者、廃棄物処理許可業者などにも参加いただく予定です。

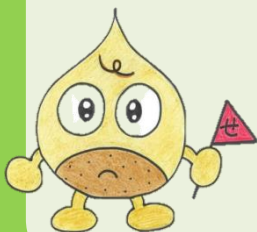
【募 集】○第3のテーマを募集します（上記Cにあたるテーマ）

現在、上記A・B二つのテーマを考えており、廃棄物を減らす方法、再生利用等循環型の処理、事業者同士や消費者との連携などを一緒に考える機会にしたいと思っております。A・B以外に取り上げたいテーマがあれば、ぜひお知らせください。（9月10日（火）まで）

○みなさまの事業所での取組みについて発表して下さる方を募集します

廃棄物や環境問題について取り組んでいることや、今後の課題や抱負についてお話しくださる方はいらっしゃいませんか。できれば、2日目のグループ別ミーティングの前にお話しいただき、参加者が「そういえば、うちもそうだ」とか「そういう手があったか」「何か一緒にできないか」などの共感を持ってくださるような内容であれば、意見交換にもはずみがつきます。小さな取組みでも、これから取り組みたいというお話でも構いません。（9月17日（火）まで）

※資料の作成はお手伝いさせていただきます。



【申込方法】

件名を「事業者セミナー申込み」とし、メール又はFAXで①事業者（法人）名・所在地、②部署・役職、③参加者氏名、④電話・FAX番号、⑤メールアドレス、⑥参加希望日⑦グループ別ミーティングのグループの希望A又はB（第3のテーマを設定した場合には改めてご案内します。）を明記の上、10月4日（金）必着で、清掃・リサイクル部事業課まで。

※なお、今回のセミナーは昨年セミナーのステップアップ版としているため、昨年実施した「廃棄物に関する基礎知識」の演目はありません。廃棄物とは何か、法的にどのような制約を受けるのかなどについての理解がなければ、セミナーの内容を十分に理解できない場合もあります。別途、「廃棄物管理責任者講習会」（9月24・25・26日実施予定で該当者には個別通知済み）でも同内容の学習の機会がありますが、そのほかの参加希望者で学習する機会のない方は、申込時にあわせてその旨お書き添えください。

行政NEWS

～大規模事業所（1,000㎡以上）から提出いただいた『再利用計画書』から～

1 今年度初めて提出いただいた事業所（1,000～3,000㎡）のみなさんに、“再利用率”について、どういう状態のものを再利用率として計上できるのか、よくわからないとの迷いがみられました。

解説

- ①再利用率と記載されているのは、リサイクル（再生利用）量と理解してください（リユースではありません）。
- ②廃棄物の中で、そのまま焼却⇒埋立や破碎⇒埋立などの処理が行われる場合は廃棄扱いとなります。
- ③リサイクルされるためには、排出事業者がリサイクルするとの意思を持って、処理業者と契約しなければならず、自然にリサイクルされるということはありません。ですから、リサイクルを行うとの契約を行っているものが再利用率になります。契約書をご確認ください。
- ④紙類、びん・缶（飲食料用）については、リサイクルルートが整備されており、区が支援する確実で、安心、安価な「事業系リサイクルシステム」もあります。ごみ減量・資源循環のためにも、これらの全量リサイクルにご協力ください。（汚れのひどいものはリサイクルできません）。

「事業系リサイクルシステム」については事業課（下記連絡先）にお問い合わせください。区のホームページから申込書をダウンロードすることもできます。

2 小売業（スーパーを含む）65所のデータより “食品廃棄物（厨芥）・プラスチック”
（数値は暫定値です）



	食品廃棄物（厨芥）	プラスチック・ビニール
年間発生総量	4 6 1 1 . 9 9 t	1 1 2 2 . 6 4 t
年間再利用率	1 2 8 2 . 1 7 t	5 8 4 . 0 0 t
年間廃棄量	3 3 2 9 . 8 2 t	5 3 8 . 6 4 t
平均再利用率	2 7 . 8 %	5 2 . 0 2 %



編集後記

事業系一般廃棄物については減量や再生利用など課題が山積しています。特に、今年は食品ロス削減法の成立や食品リサイクル法基本方針の改正などがあり、食品関連事業者のみならず市町村区の責任が重大になってきていると感じます。事業者にはごみを出す立場と消費者・ユーザーを介してごみを出させる立場の両方があります。11月のセミナーでは、総合的に、また同じ区内事業者の立場で、課題や悩みを共有いただき、さらに一人ではできないことを協働したらできる、ということもあるのではないかと期待も込め、準備を進めています。ぜひご参加ください。